

豊川市監査公表第23号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年11月13日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

監査結果に基づく措置通知書（環境部環境課）

監査実施期間 平成26年 8月10日から

豊川市監査公表第39号分

平成26年10月10日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 斎場会館敷地内に教育委員会所管の豊沢銅鐸出土地の記念碑が設置されているが、行政財産の目的外使用許可あるいは、内部的承認行為であるのかが不明であるため、関係部署と協議し、記念碑のある土地の所管換えも含め適正な手続を検討されたい。</p> <p>2 庁舎外で実施している犬の登録事務及び狂犬病予防注射済票の交付事務に係る手数料の収納事務について、予算決算会計規則第38条で規定する納入通知書が発行されていないため、関係部署と協議し、その必要性を検討されたい。</p> <p>3 公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱について、交付要件に市税等の滞納がある場合の制限が規定されていないため、その必要性を検討されたい。</p>	<p>1 当該部分の使用許可について管財契約課と協議したところ、斎場会館敷地面積は25,881㎡で、このうち、当該土地の面積は約0.48㎡とわずかであり、当該部分を区分することは不相当であることから、豊川市行政財産目的外使用に関する事務取扱要領第1の3の(1)のイの規定により、内部的承認行為が適当であるとの判断により、平成27年4月1日から改めた。</p> <p>2 庁舎外で実施している犬の登録事務及び狂犬病予防注射済票の交付事務に係る手数料の収納事務は、予算決算会計規則第38条に規定する納入通知書が発行する必要があるため、犬の集合注射が始まる平成27年4月6日から規則どおり納入通知書を発行した。また、次年度以降この事務取扱手順を遵守する。</p> <p>3 行政課と協議し、交付要件に市税等の滞納がある場合の制限を規定する内容で要綱を改正し、平成27年4月1日から施行した。</p>

別 紙

監査結果に基づく措置通知書（環境部環境課）

監査実施期間 平成26年 8月10日から

豊川市監査公表第39号分

平成26年10月10日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱第3条の補助額が不明確であるため、改正されたい。</p>	<p>1 行政課と協議し、公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱第3条の補助額が明確となるよう要綱を改正し、平成27年4月1日から適用した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年8月26日現在のものである。